

3 初 特 支 第 35 号  
令和 3 年 12 月 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
各国公立大学法人担当課長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長  
文部科学大臣所轄各学校法人担当課長  
大学を設置する各学校設置会社担当課長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

山 田 泰 造  
(公 印 省 略)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

山 下 洋  
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局高等教育企画課長

西 田 憲 史  
(公 印 省 略)

令和 4 年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」  
に係る普及啓発の推進について（協力依頼）

平素より、発達障害者支援施策の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

発達障害者支援については、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 21 条において、国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとされています。

また、平成 19 年 12 月に、国連総会において毎年 4 月 2 日を「世界自閉症啓発デー」に定める決議が採択され、全ての加盟国が、自閉症について、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取組を行うこと等が求められております。

これを踏まえ、我が国では、4 月 2 日の「世界自閉症啓発デー」及び 4 月 2 日から 8 日までの「発達障害啓発週間」を社会全体で自閉症をはじめとする発達障害の啓発に取り組む機会と捉え、厚生労働省を中心に普及啓発を推進してきたところです。

ついては、貴機関におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、国民への自閉症をはじめとする発達障害に関する理解の促進が図られるよう、下記の広報・啓発等の取組の実施に御協力くださいますようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1. 広報・啓発等の取組の実施

「世界自閉症啓発デー」（4月2日）及び「発達障害啓発週間」（4月2日から8日まで）に関する広報・啓発等の取組の実施に御協力くださいますようお願いいたします。（※下記【広報・啓発等の取組例】を参照のこと）

なお、広報・啓発等については、各都道府県教育委員会等が中心となり、各学校、発達障害者支援センター、保健センター、NPO法人等とともに取り組んでいただくなど、地域の教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が連携・協力することが望まれます。

### 2. 広報・啓発等の取組事例の公表

各機関等において本件に関連する広報・啓発等を実施する場合には、「世界自閉症啓発デー関連情報」として、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会ウェブサイトより広報等を行う予定ですので、別紙に記入の上、令和4年1月20日（木）までに、下記の本件連絡先宛にFAX又はメールにて御一報くださいますようお願いいたします。（実施しない場合、御回答は不要です。また、1月20日以降に実施を決定した取組があった場合には、決定した時点で別紙にて御提出ください。）

#### 【広報・啓発等の取組例】

- (1) 名所旧跡のライトアップ（ブルー）等の実施
  - 名所旧跡をブルーにライトアップ
  - 駅前の街路樹や商店街の店舗をブルーのイルミネーションで装飾
  - 県庁、市役所等の庁舎をブルーに装飾 等
- (2) テレビ、新聞、機関誌、広報誌及びインターネットなどを通じての広報啓発
- (3) ポスター、リーフレット等の作成、配布
- (4) その他、関係団体等との協力による取組

#### 【参考：取組例掲載箇所】

- 「世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）」  
：世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供  
ウェブサイト <http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>

《本件連絡先》文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
支援総括係 奈雲、初山  
電話：03-5253-4111（内線3199）／FAX：03-6734-3737  
E-mail：hattatsu@mext.go.jp